

第4章

環境施策の展開

環境目標ごとに施策を展開していくための目安として「環境指標」を設定し、市・市民・事業者のそれぞれの立場に応じた具体的な役割を「環境施策の方向と市・市民・事業者の取組」として掲げています。

環境目標

1 狭山丘陵と森を育む

狭山丘陵は市の貴重な財産であり、都や周辺市町と連携するとともに、保存樹林や保存樹木など、昔から残る緑の保全に努めています。

また、里山体験施設などを活用して、自然と触れ合うことのできる機会や場をつくり、市民の環境保全意識の向上を促しています。

環境指標

環境指標	現状	目標
狭山丘陵周辺公園等面積	106.7ha	219.2ha
都・市・市民・事業者が連携し、狭山丘陵を保全・活用する。		

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 狭山丘陵・樹林地の保全

都や周辺市町と連携して狭山丘陵や市内の樹林地を保全していくとともに、維持管理等については、市民・事業者の協力のもとで取組を進めていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 樹林地保護のため、みどりの基金の活用を図ります。
- 市民参加による樹林地の適正な維持管理に努めます。
- 保存樹木、保存樹林の保全に努めます。
- 狭山丘陵や市街地における樹林地等の保全に努めます。
- 社寺林の保全策の検討を行います。

市民

- 地域に根ざした樹林地の保全活動に参加します。
- 樹林地保護に協力します。
- 保存樹林、保存樹木の保全に協力します。

事業者

- 樹林地の保全活動に協力します。
- 保存樹林、保存樹木の保全に協力します。
- 樹林地を開発する際は、市と連携を図り、環境に配慮した事業を行います。
- 樹林地保護のための基金に協力します。

② 里山との触れ合いの場の創出

都が管理している里山体験施設の活用や、環境学習会の開催などを通じて、市民・事業者の環境保全意識の向上を促していきます。

【 市・市民・事業者の取組 】

市

- 自然観察会を開催・支援します。
- 里山体験施設の活用を図ります。

市民

- 自然観察会に参加します。
- 里山体験施設を活用した自主事業を展開します。

事業者

- 自然観察会の開催に協力します。
- 里山体験施設の活用に関与します。



環境目標

2 親しみのある水辺をつくる

残堀川や空堀川などの水辺は、市民にとって身近に自然と触れ合える場所であり、動植物の貴重な生育・生息場所になっています。

また、都と連携して水辺を保全していくとともに、市民が水辺と触れ合うことのできる機会を設け、親しみのある水辺環境をつくっていきます。また、河川の水量不足を解消するため、都や周辺自治体と連携した対策を進めていきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
水辺と触れ合える箇所数	3 か所	7 か所
湧水の保全件数	1 件	2 件

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 水辺の保全

自然環境に配慮した河川工事を都に要請していくとともに、市民・事業者の協力のもとで維持管理に努めていきます。また、市内に存在する湧水についても市民・事業者の協力のもと、実態を把握していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 自然環境に配慮した河川工事を都に要請するとともに、市が管理する普通河川についても、自然環境に配慮した維持管理に努めます。
- 河川の水質の保全に努めます。
- 市内に存在する湧水の実態把握に努めます。

市民

- 水辺の清掃活動に参加・協力します。
- 水辺を利用した際には、ごみを持ち帰るようにします。
- 市内に存在する湧水の情報を提供します。
- 雨水浸透・貯留施設の設置に協力します。

事業者

- 水辺の清掃活動に参加・協力します。
- 水辺の周辺工事の際には、自然環境に配慮します。
- 市内に存在する湧水の情報を提供します。
- 土地開発を行う際には、雨水浸透・貯留施設の設置に努めます。

② 水辺との触れ合いの場の創出

都と連携して水と触れ合える場所を整備するとともに、観察会など、市民が水と触れ合う機会や場を設けていきます。

【 市・市民・事業者の取組 】

市

- 水辺と親しめるような場所の整備に努めます。
- 水辺に生育・生息する動植物や水質等に関する観察会を開催し、意識啓発を図ります。

市民

- 水辺と触れ合える場を利用します。
- 水辺を汚さない利用を心がけます。
- 水辺での自然観察会に参加します。

事業者

- 水と触れ合える場づくりや維持管理に協力します。
- 水辺を汚さない利用を心がけます。

③ 水循環の促進

市民・事業者に対して雨水浸透・貯留施設の設置を促すとともに、樹林地や農地などを保全して、水量を確保していきます。

【 市・市民・事業者の取組 】

市

- 樹林地や農地の保全・再生を通じて湧水の保全に努めます。
- 都や周辺市町と連携して、水量確保の対策を進めます。
- 雨水浸透・貯留施設の設置を推進し、地下水の涵養を図ります。

市民

- 住宅内に雨水浸透施設の設置を進めます。
- 環境に負荷が掛かる洗剤や油を流さないように努めます。

事業者

- 事業所の敷地内に雨水浸透施設の設置を進めます。
- 事業活動における排水を適正に処理します。

環境目標

3 動植物と人との共生

様々な動植物の生育・生息場所となっている狭山丘陵や残堀川などについて、都と連携した保全策を講じていきます。また、自然観察会など自然と触れ合うことのできる機会を設け、市民の環境保全意識の向上を促していきます。

環境指標

動植物の生育・生息状況を把握し、市民・事業者の環境保全意識を高める。

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 動植物の生育・生息環境の保全

都・市民・事業者と協力して、狭山丘陵をはじめとした動植物の生育・生息環境を保全していきます。また、外来生物の監視体制を充実し、地域の在来生物を守っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 公共施設等の整備の事業実施に当たっては、自然環境に配慮します。
- 狭山丘陵等、動植物の生育・生息の場の保全に努めます。
- 外来生物に対して監視を行うとともに、市民などへの普及啓発を図ります。

市民

- 庭に木や草花を植え、身近な緑を増やします。
- 外来生物を他の地域から持ち込みません。

事業者

- 建設工事の際には、自然環境に配慮します。
- 特定外来生物を販売しません。

② 動植物保護のための意識啓発

自然観察会などの開催や支援等を通じて、市民の環境保全意識の向上を促していきます。

【 市・市民・事業者の取組 】

市

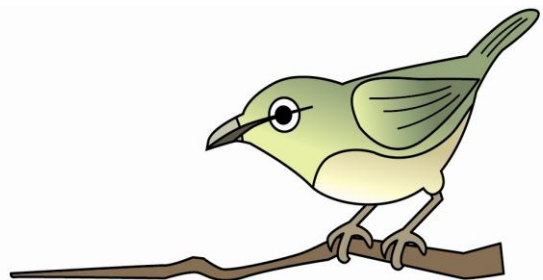
- 市民参加による動植物の実態調査を支援します。
- 自然観察会の開催・支援を行います。
- 広報紙やホームページを通じて、動植物の情報収集や情報提供をします。

市民

- 動植物の生育・生息環境に関する情報を市に提供します。
- 動植物の観察会等に参加し、自然と触れ合います。

事業者

- 動植物の生育・生息環境に関する情報を市に提供します。
- 観察会等の開催に協力します。



環境目標

4 まちのみどり・身近なみどりをつくる

緑には、空気の浄化など様々な効果があります。身近な緑を守り、育てていくため、公共・公益施設における緑化を進めるだけでなく、民有地内についても生け垣設置の促進等を通じて緑化を推進していきます。また、市民の緑を育てる意識を促すために、みどりの基金*の活用などを図っていきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
一人当たりの都市計画公園等面積	19.4 m ² /人	21.8 m ² /人
生け垣奨励助成制度*による補助件数	138件	146件

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 公共・公益施設の緑化の推進

行政主体で公園を整備するだけでなく、市民参加による公園づくりや維持管理を進めていきます。また、公共・公益施設における緑化を推進します。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 都市公園等の整備を通じ、緑化を推進します。
- 公共・公益施設における緑化を推進します。
- 既存公園の適切な維持管理に努めます。
- 市民参加による公園づくりや維持管理を進めます。
- 公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理に努めます。

市民

- 公園を積極的に利用します。
- 公共施設や公園などの植栽や花壇の維持管理に協力します。

事業者

- 公共施設や公園などの植栽や花壇の維持管理に協力します。
- 花の苗を提供するなど公共施設の緑化に協力します。

② 民有地内の緑化

生け垣の設置や保全、敷地内の緑化など、市民・事業者の協力のもとで緑化を進めていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 緑のまちづくり活動ガイドラインの活用を図ります。
- 生け垣奨励助成制度の指定基準や補助金などの充実を図ります。
- 緑地協定や地区計画制度を活用し、緑化を促進していきます。

市民

- 庭やベランダにプランターを置き、花を植えていきます。
- 生け垣奨励助成制度を活用し、宅地内の緑化を進めます。

事業者

- 事業所内に樹木や花を植え、緑の空間の創出に努めます。
- 生け垣奨励助成制度を活用し、工場・事業所の緑化を進めます。

③ みどりの育成

みどりの散策マップの発行や自然学習の場の創出など、市民・事業者への啓発を図っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- みどりの基金を活用し、緑を守り、育てます。
- みどりの散策マップの発行やイベントの開催等を検討します。
- 公園を整備していく上で、自然学習ができる場所をつくります。
- グリーンヘルパーの創設を推進します。

市民

- 緑の育成及び緑の保護に協力します。
- まちの緑に関する情報を提供します。
- 緑の保護やイベント等に参加し、緑に関する意識の向上を図ります。

事業者

- 緑について学ぶとともに、事業所内の緑化の育成に努めます。
- みどりの基金に協力し、まちの緑を守り、育てます。
- 緑の保護やイベント等の開催に協力します。



環境目標

5 農地を守り、育てる

都市化の進展に伴い減少している農地を守るため、農業生産拠点として集団農地を中心に農業基盤の整備・改善の検討、生産緑地地区※の指定を継続するとともに、安心して農業を続けていけるよう、関係機関・団体と連携し、生産環境の整備や農地の維持生産性の向上を図っていきます。

また、農業経営の安定化と振興を図るため、農業従事者の育成支援や地元農産物のPRを行い、さらに、農産物直売所の設置や体験型市民農園の充実を図り、市民の農業理解を高めていきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
体験型市民農園の設置箇所数	2 箇所	6 箇所
農産物直売所の箇所数	71 箇所	71 箇所を維持する

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 農地の保全

市の農業基盤の整備改善の検討、生産緑地地区の指定を継続し農地を保全していきます。農業従事者に対しては環境にやさしい農業を支援し、豊かな土壌の形成を図っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 生産緑地地区の指定を継続します。
- 農業基盤の整備・改善の検討を進めます。
- 体験型市民農園の充実を図ります。
- 環境にやさしい農業を支援します。

市民

- 有機栽培や減農薬の農作物を購入するように努めます。
- 農地の有効利用のアイデアを考え、提供します。

事業者

- 環境にやさしい農業を進めます。
- 生産緑地を利用します。

② 農業の活性化

地場農産物の地元消費を促進するとともに、減少する農業従事者の育成を支援することで、農業の活性化を図っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 農業後継者と新規就農者の育成を支援します。
- 地場農産物を積極的にPRし、地元での消費を促進します。
- 援農ボランティアを活用します。
- 地産地消を促進するため、フードグランプリの開催を推進します。

市民

- 地場農産物の積極的な購入に努めます。
- 農業理解を深め、農業後継者の育成に協力します。

事業者

- 地場農産物や農業の良さを積極的にPRします。
- 農業技術の指導や農具等の提供を行うなど農業後継者と新規就農者の育成に協力します。

③ 農地との触れ合いの場の創出

農産物直売所の設置や体験型市民農園の利用を促進することで、市民が農地と触れ合う場を設けていきます。子どもたちに対しては、現在行っている野山北公園の水田学習を継続し、農業理解を深めていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 農産物直売所の設置を支援します。
- 消費者の農業理解を図るため、農業イベントや交流会等を開催・支援します。
- 体験型市民農園の利用のPRを図ります。
- 学校教育の中では、水田学習をはじめとした農地と触れ合う機会を設けます。

市民

- 体験型市民農園を積極的に利用します。
- 農業にふれあう機会を通じ、農業の知識や意識の向上に努めます。

事業者

- 休耕地を活用したイベントの開催等の農業に触れ合う場の創出を進めます。
- 農業への理解を図るための品評会等の農業イベントや交流会を開催します。

環境目標

6 快適でやすらぎのあるまちをつくる

景観を損なう要因のひとつであるごみのポイ捨て、散乱については、武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例に基づいて防止していくとともに、毎年実施しているクリーン作戦を通じて市民に啓発を図っていきます。

また、道路はまちなみ形成の骨格となることから、環境面にも配慮し、かつ歩きやすく、ゆとりのある道路整備を進めていきます。

さらに、狭山丘陵や歴史的・文化的遺産と調和したまちづくりを進め、本市らしいまちなみの形成を図っていきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
クリーン作戦の参加人数	3,634 人	6,000 人
クリーン作戦における不法投棄等のごみ回収量	830 kg	660kg ^(注)

(注) 不法投棄ごみ等の回収量の目標については、本計画策定時のごみ回収量の目標 1,000kg を下回る 830kg を達成したことから、更なる回収量の削減のため、目標を現状 830kg から 10%減の 660kg に設定しました。

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① まちの美化

平成 17 年から施行している武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例に基づいて、空き缶や吸い殻等の投棄を防止していきます。また、市民・事業者の参加のもとで実施しているクリーン作戦を引き続き行うとともに、違反広告物撤去協力員の協力のもと、市内の道路上の公共物に取り付けられた立看板などの違反広告物を撤去し、まちの美化に努めていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 空き缶や吸い殻等の投棄や犬のふんの放置等を防止し、環境の美化に努めます。
- クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。
- 違反広告物撤去協力員を支援します。

市民

- 空き缶やたばこの吸い殻等のごみのポイ捨てをしません。
- 猫や犬のフンは、飼い主が責任を持って始末します。
- クリーン作戦に参加し、まちの美化に努めます。
- 違反広告物撤去協力員に参加します。

事業者

- クリーン作戦に参加し、まちの美化に努めます。
- 事業所の周辺を清掃します。

② 環境に配慮した道路の整備

道路沿道の緑化や環境に配慮した舗装の採用など、環境に配慮した道路を整備していきます。
また、市内には道幅の狭い道路が多いことから、安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 街路樹を適正に整備し、緑化を推進します。
- 歩行者・自転車道の整備を通じて緑化を推進します。
- 道路の新設や既存道路の改修の際には、周辺環境に配慮した舗装の採用を進めます。
- 街路灯等は周辺環境を踏まえた上で適切に設置します。
- 道路の適正な維持管理に努めます。
- 安全かつ歩きやすい歩道の整備を進めます。

市民

- 街路樹、歩行者・自転車道の緑化に協力します。
- 自宅周辺の道路の維持管理に協力します。

事業者

- 開発の際には、周辺環境に配慮した整備を行います。
- 事業所周辺の道路の維持管理に協力します。

③ 良好なまちなみの形成

指定文化財などの歴史的文化的遺産や、狭山丘陵などのみどりと調和したまちづくりを進めるとともに、市民・事業者との協力のもと、良好なまちなみを形成していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 街路樹は地域環境に配慮した樹種を選定します。
- 市民参加による植樹帯の適正な維持管理に努めます。
- 文化財とみどりが調和したまちづくりを進めます。
- 景観面に配慮し、違反広告物（チラシ等）の規制を図ります。
- 狭山丘陵の景観重点地区で基準を設け、景観の誘導を図ります。

市民

- 新築や増改築の際は、景観に配慮します。
- 生け垣の設置や庭の植物の維持・管理を心がけます。

事業者

- 景観に配慮した広告看板等の設置に努めます。

環境目標

7 地域の歴史や文化をまもる

先人から継承した歴史的文化的遺産の保全に努めるとともに、郷土の歴史・文化と触れ合う場の創出に努め、地域の歴史や文化を守っていきます。

環境指標

歴史的文化的遺産と触れ合う機会や場を増やす。

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 歴史的文化的遺産の保全

埋蔵文化財をはじめ、各種文化財の保全などを行います。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 埋蔵文化財をはじめ、各種文化財を保全します。
- 発掘調査により環境の変化が伴う場合、必要最小限にとどめるように努めます。

市民

- 市内の文化財の保全に協力します。

事業者

- 市内の文化財や歴史的な環境の保全に協力します。
- 開発を行う際は、歴史的文化的な遺産の保全に努めます。

② 歴史的文化的遺産との触れ合いの場の創出

市民や事業者が市内の文化財と触れ合うことができるように、情報提供や触れ合う機会を設けていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 市民が文化財に触れ合う機会の確保に努めます。
- 市内の文化財を紹介する看板の維持管理に努めます。
- 広報紙やホームページを通じて、文化財の情報を提供し、市民へ周知を図ります。

市民

- 文化財に触れる機会を大切にします。
- 歴史・文化を理解するイベントに参加します。

事業者

- 文化財への理解を深め、指定文化財の保護に協力します。
- 事業所・店舗近辺の文化財の周辺環境を整備します。
- 歴史・文化を紹介するイベントに参加・協力します。

環境目標

8 安心して住みよいまちをつくる

自動車交通による大気汚染や騒音を低減していくため、都や周辺市町と連携した対策を講じていきます。また、残堀川や空堀川の水質保全対策、横田基地からの航空機騒音対策、ダイオキシン類対策などを進め、市民にとって安心して住みよいまちをつくっていきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
道路沿道における二酸化窒素濃度	<ul style="list-style-type: none"> * 青梅街道 <ul style="list-style-type: none"> 第一分団車庫付近 0.028 ppm 第六分団車庫付近 0.029 ppm * 主要地方道第 55 号線 <ul style="list-style-type: none"> 旧日産自動車正門付近 0.044 ppm * 主要地方道第 59 号線 <ul style="list-style-type: none"> 三ツ藤住宅東付近 0.040 ppm 文明堂工場付近 0.029 ppm * 新青梅街道 <ul style="list-style-type: none"> 桃ノ木歩道橋付近 0.028 ppm さいかち歩道橋付近 0.053 ppm * 主要地方道第 162 号線 <ul style="list-style-type: none"> 第七分団車庫付近 0.031 ppm * 江戸街道 <ul style="list-style-type: none"> カーミナル東京北付近 0.026 ppm 	環境基準 0.06ppm 以下を維持する
残堀川における BOD 濃度	<ul style="list-style-type: none"> * 富士見橋 0.80 mg/l * 立川市境橋 0.98 mg/l 	環境基準 3 mg/l 以下を維持する
空堀川における BOD 濃度	<ul style="list-style-type: none"> * 砂野橋 0.65 mg/l * 念仏塚橋 1.10 mg/l 	環境基準 10 mg/l 以下を維持する
地下水の環境基準の達成状況	全調査地点（5箇所）、全項目（4項目）環境基準以下	環境基準以下を維持する
道路交通騒音測定値	<ul style="list-style-type: none"> * 青梅街道 <ul style="list-style-type: none"> 第一分団車庫付近 昼 65dB、夜 60dB 第六分団車庫付近 昼 71dB、夜 68dB * 主要地方道第 55 号線 <ul style="list-style-type: none"> 旧日産自動車正門付近 昼 66dB、夜 63dB * 主要地方道第 59 号線 <ul style="list-style-type: none"> 三ツ藤住宅東付近 昼 68dB、夜 67dB 文明堂工場付近 昼 67dB、夜 64dB * 新青梅街道 <ul style="list-style-type: none"> 桃ノ木歩道橋付近 昼 73dB、夜 70dB さいかち歩道橋付近 昼 76dB、夜 71dB * 主要地方道第 162 号線 <ul style="list-style-type: none"> 第七分団車庫付近 昼 67dB、夜 65dB * 江戸街道 	環境基準 【昼間】70dB 以下 【夜間】65dB 以下 及び 要請限度 【昼間】75dB 以下 【夜間】70dB 以下 を維持する

第4章 環境施策の展開

環境指標	現状	目標
	カーミナル東京北付近 昼 64dB、夜 60dB	
道路交通振動測定値	全調査地点（9箇所）要請限度以下	要請限度 【昼間】65dB 以下 【夜間】60dB 以下 を維持する
横田基地航空機騒音測定値	*市立第十小学校 62.5 WECPNL	環境基準 70WECPNL*以下 を維持する (注)平成 25 年度から環境基準の単位が（時間帯補正等価騒音レベル）Lden になります。
ダイオキシン類の大気環境濃度	*市役所屋上 0.036 pg-TEQ/m ³ *残堀・伊奈平地区学習等供用施設 0.042 pg-TEQ/m ³ *大南地区学習等供用施設 0.034 pg-TEQ/m ³	環境基準 0.6 pg-TEQ*/m ³ 以下を維持する
ダイオキシン類の水質環境濃度	*残堀川 0.09 pg-TEQ/ℓ *空堀川 0.21 pg-TEQ/ℓ	環境基準 1 pg-TEQ/ℓ 以下 を維持する
公用車における低公害車*（電気自動車を含む）の導入台数	46 台	26 台

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 大気汚染・悪臭防止対策

アイドリングストップ*の啓発等、都・市民・事業者と連携して自動車排出ガス対策を推進していきます。また、依然として野焼きによる苦情が多いため、防止に向けた呼びかけを行っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- アイドリングストップの啓発等、自動車排出ガス対策を推進します。
- 市内循環バスは、環境に配慮した車両での運行に努めます。
- 野焼き防止に向けた監視体制の充実を図ります。
- 工場・事業所からの排出ガスについて指導を行います。
- 公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 一般家庭、事業所に対して悪臭防止の指導・啓発を図ります。
- 地域住民と関係機関との協力により、大気汚染の防止に努めます。
- 大気の調査を定期的に行います。
- 公用車に低公害車（電気自動車を含む）の導入を推進します。

市民

- 野焼きや自宅でのごみの焼却はしません。
- アイドリングストップを心がけ、環境にやさしい運転に努めます。
- 自家用車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- 自宅から悪臭を発生しないよう努めます。

事業者

- アイドリングストップを心がけ、環境にやさしい運転に努めます。
- 事業用車に低公害車を導入するよう努めます。
- 物流・配送の効率化を図り、自動車利用の低減に努めます。
- 事業所や店舗からの悪臭発生の防止を図ります。

② 水質汚濁防止対策

市民や事業者の協力のもとできれいな水を確保していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 水質調査を定期的に行います。
- 地域住民や関係機関と協力し、水質汚濁の監視や指導に努めます。
- 水洗化の普及を促進し、河川の水質浄化に努めます。
- 工場・事業所からの排水について指導を行います。

市民

- 環境にやさしい石鹸や洗剤の使用に努めます。
- 生活排水を直接河川に流しません。
- 公共下水道に接続し、水質汚濁の防止を図ります。

事業者

- 環境にやさしい石鹸や洗剤の使用に努めます。
- 工場や事業所での排水を適正に処理し、水質汚濁の防止を図ります。

③ 土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策

雨水浸透施設の設置、樹林地や農地の保全などを通じて、雨水の地下浸透を促し、土壌汚染、地下水汚染、地盤沈下を防止していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 土壌汚染の実態把握に努めます。
- 環境にやさしい農業を支援します。
- 樹林地や農地を保全し、地下水の涵養を図ります。
- 雨水浸透・貯留施設の設置を促進します。
- 都と連携して地盤沈下の把握に努めます。

市民

- 庭の緑化、雨水浸透施設の設置を進め、地下水の涵養を図ります。
- 地下水汚染の調査に協力します。

事業者

- 工場や事業所での排水を適正に処理し、土壌・地下水の汚染防止を図ります。
- 環境にやさしい農業を進めます。
- 工場・事業所での緑化、雨水浸透施設の設置を進め、地下水の涵養を図ります。

④ 騒音・振動防止対策

都や周辺市町と連携して、道路交通騒音と横田基地周辺の航空機騒音防止対策を進めていきます。また、近年増加している生活騒音については、市民・事業者に対して知識やモラルの向上を図っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- アイドリングストップの啓発を図ります。
- 都や周辺市町と連携して、横田基地や立川基地周辺の航空機騒音防止対策を進めます。
- 生活騒音についての知識やモラルの向上を図ります。
- 道路の新設や既存道路の改修の際には、周辺環境に配慮した舗装の採用を進めます。
- 道路の適正な維持管理に努めます。
- 地域住民と連携して、騒音振動等に関する監視や指導に努めます。
- 定期的な騒音・振動の調査を実施します。
- 騒音・浮上防止型マンホールの設置を進めます。

市民

- 急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに努めます。
- 自家用車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- 生活騒音の発生防止に努めます。
- 騒音・振動の調査、監視に協力します。

事業者

- 急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに努めます。
- 事業所や工場での稼働時間の見直しや低騒音・低振動型機械の導入を進めます。
- 工場・事業所・店舗等における騒音・振動の発生防止を図ります。



⑤ 有害化学物質発生防止対策

事業者に対する有害化学物質の使用抑制、適正管理の指導等、監視体制を充実していきます。

【 市・市民・事業者の取組 】

市

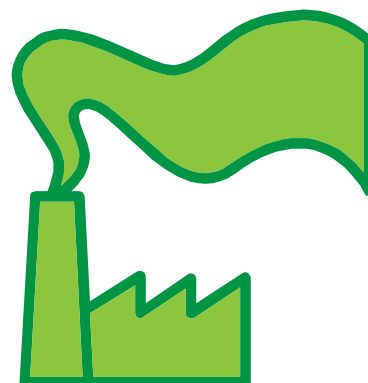
- 有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。
- 国や都と連携してアスベスト対策を進めます。
- 野焼きの規制と監視体制を強化します。
- ダイオキシン類の測定調査を定期的に行います。
- 有害化学物質に関する情報の収集と提供を行います。

市民

- 野焼きや自宅でのごみの焼却はしません。
- 有害化学物質を発生させるおそれのないものを購入するよう努めます。
- 有害化学物質に関する情報を得て、意識の向上に努めます。

事業者

- 有害化学物質の汚染が発生した場合、早急な原因究明と再発防止に努めます。
- 工場や事業所における有害化学物質の保管、使用、運搬、廃棄の際、適正な管理を行います。
- 有害化学物質を含まない、発生させない製品の開発・販売に努めます。
- 有害化学物質に関する情報を適切に提供します。
- 工場・事業所でのごみの焼却や野焼きはしません。



環境目標

9 資源やエネルギーを大切にす

限りある資源を有効に活用していくために、公共施設における省資源・省エネルギーを進めるとともに、市民・事業者への意識啓発を図っていきます。また、太陽光や太陽熱などの環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を推進していきます。

環境指標

環境指標		現状	目標
一世帯当たりの使用量	電気	非公表	— (注1)
	都市ガス	384 m ³ /年	355 m ³ /年
	水道	275 m ³ /年	250 m ³ /年 (注2)

(注1) 電気使用量については、電気供給会社のデータが平成19年度から非公表のため、現状と目標の算定については不可。

(注2) 水道使用量の目標については、平成22年度に本計画策定時の目標276m³/年を達成したため、今後の目標を現状の275m³/年から約10%減の250m³/年に設定しました。

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 省資源・省エネルギーの推進

公共施設における省エネ対策を進めるとともに、市民・事業者に対して省エネ行動を促進していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 広報活動やイベントを通じて、省資源・省エネの意識啓発を図ります。
- 公共施設における省エネ対策を推進します。
- 雨水貯留施設の設置を促進し、雨水利用を進めます。
- 裏面の利用、両面コピー等庁内における資源の有効活用に努めます。
- みどりのカーテン事業を推進します。
- 庁舎内において、LED照明の設置を推進します。
- 街路灯のLED化を推進し、環境負荷の低減化を図ります。

市民

- 日常生活での省資源・省エネ行動を心がけます。
- 自家用車の使用を控え、自転車や公共交通機関の利用を心がけます。
- 資源やエネルギーの有限性を理解し、省資源・省エネの意識向上に努めます。
- 住宅の新築、改築時には断熱化や省エネ型の仕様を検討します。
- みどりのカーテンを作成し、夏季における省エネを心がけます。
- 家庭でのLED照明の設置を検討します。

事業者

- 事業活動での省資源・省エネ行動を心がけます。
- 工場や事業所での資源やエネルギーの効率的な活用を図ります。
- 工場や事業所に雨水貯留施設の設置を行い、雨水の利用を進めます。
- 事業所内でのLED照明の設置を進めます。

② 自然エネルギーの活用

公共施設において太陽光や太陽熱などの自然エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者に対して利用の呼びかけをしていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 公共施設における自然エネルギーの活用を図ります。
- 自然エネルギーの利用促進に向けた啓発を推進します。
- エコ住宅への改修時に、自然エネルギー利用機器設置の推進をします。

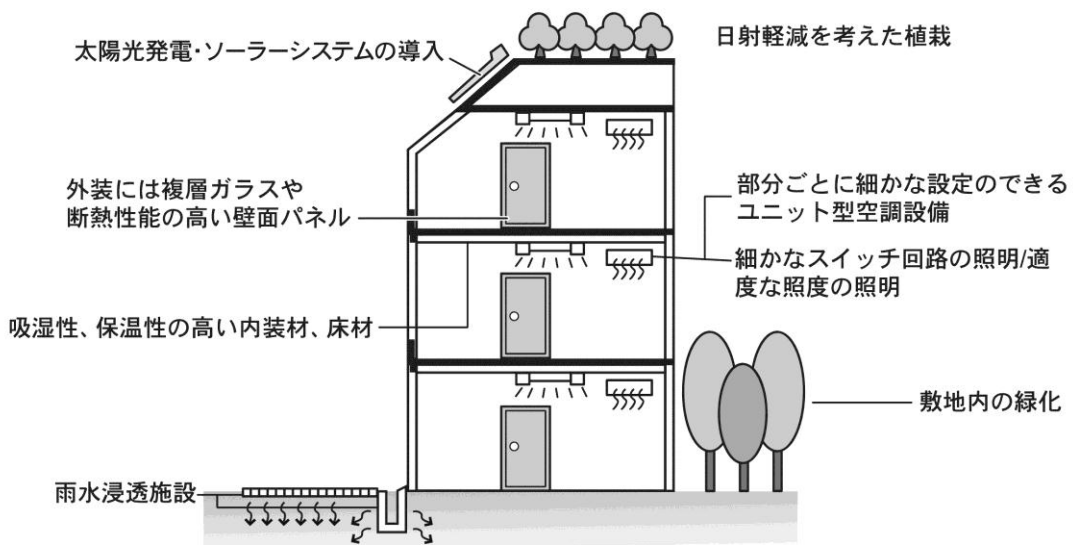
市民

- 太陽光や太陽熱等の自然エネルギーの活用に努めます。

事業者

- 工場・事業所での自然エネルギーの活用に努めます。

■ 省資源・省エネルギーに工夫した建物づくりの事例



環境目標

10 ごみを減らしリサイクルを進める

環境の負荷を低減するために、市・市民・事業者の連携のもと、ごみ排出量の抑制、リサイクル対策を進めていきます。また、近年増加している不法投棄に対しては、パトロールの実施など、監視体制の充実を図っていきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
排出物原単位	809.0 g/人・日	735 g/人・日以下 ^(注1)
収集ごみ量原単位	710.5 g/人・日	645 g/人・日以下 ^(注2)
持込ごみ量	1,816 t/年	1,467 t/年以下
リサイクル率	35.5 %	39 % ^(注3)
最終処分量	18 t/年	16.3 t/年 ^(注4)

(注1) 排出物原単位の目標は、平成 22 年度に「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」の平成 24 年度における目標 850 g/人・日以下を達成しているため、当初目標から約 10%減の 735 g/人・日以下に設定しました。

(注2) 収集ごみ量原単位の目標は、平成 22 年度に本計画策定時の目標 750 g/人・日以下を達成しているため、当初目標から約 10%減の 645 g/人・日以下に設定しました。

(注3) リサイクル率の目標は、平成 22 年度に「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」の平成 24 年度における目標 33%を達成したため、現状から約 10%増の 39%に設定しました。

(注4) 最終処分量の目標は、平成 18 年度から焼却灰のエコセメント化施設稼働のため、本計画策定時の目標(1,970t/年)を大幅に下回り、現状が 18 t/年であるため、現状から約 10%減の 16.3t/年に設定しました。

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① ごみ排出量の抑制

ごみの分別やマイバッグの利用促進など、市民・事業者と協働のもとで、ごみの排出を抑制していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- ごみの分け方や出し方等、情報提供の充実にも努めます。
- マイバッグの利用を推進します。
- 生ごみ処理機器に対する助成金を充実し、普及を推進します。

市民

- ごみの出し方や分別を守り、ごみの減量にも努めます。
- 不要な商品を購入しないように努めます。
- マイバッグの利用を心がけ、レジ袋等をもらわないようにします。
- 生ごみ処理機器の購入にも努めます。

事業者

- 梱包や包装の簡素化を進め、ごみの排出を抑制するように努めます。
- 事業活動における廃棄物の実態把握や発生の抑制を図ります。
- 製造や販売を行った製品の回収にも努めます。
- 事業活動における廃棄物の分別を徹底します。

② 資源の再使用

限りある資源の再使用方法の検討や支援など、資源の有効活用を進めていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- リサイクル商品や、不用品のあっせんなどについての情報を提供します。
- フリーマーケット、リサイクルバザー等の開催支援を検討・実施します。
- 集団回収した、衣類などの資源ごみの有効活用に努めます。
- 裏面の利用や両面コピー等庁内における資源の有効活用を努めます。

市民

- 不用になった衣類などの再使用に努めます。
- フリーマーケットやリサイクルバザーに積極的に参加します。
- 使い捨ての製品の購入を控え、再使用できる製品を購入するよう努めます。

事業者

- 回収した製品を修理し、再使用するよう努めます。
- 事業所内で物品の再使用を推進します。
- 環境にやさしく、再使用しやすい製品の製造に努めます。

③ リサイクル対策

グリーン購入*をはじめ、集団回収の支援や堆肥化した生ごみのリサイクル方法の検討など、資源の循環を進めていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- ごみの収集方法の充実を図ります。
- 公共施設で使用する物品についてグリーン購入を推進します。
- 集団回収に対する支援を行います。
- 東京たま広域資源循環組合*と連携して、エコセメント*事業を推進します。
- 堆肥化した生ごみの活用方法等について検討します。
- モデル地域を定め、生ごみリサイクルの方法を検討し、試験的に実施します。
- プラスチック、粗大ごみ等のリサイクルを目的とした処理施設の導入を小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携して検討します。

市民

- リサイクル製品を積極的に購入します。
- フリーマーケットやリサイクルバザーに積極的に参加します。
- 使い捨ての製品購入を控え、リサイクルできる製品を購入するよう努めます。

事業者

- 回収した製品を修理や資源化するよう努めます。
- 事業者間でのリサイクルの連携体制を整備します。
- 環境にやさしく、リサイクルしやすい製品の製造や販売に努めます。

④ 不法投棄対策

パトロールの実施など監視の充実を図っていくとともに、土地所有者に対しては適切な管理を要請していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 不法投棄の監視やパトロールの充実を図ります。
- 不法投棄防止のため、土地所有者に対して適切な管理を要請します。
- 不法投棄防止のため、不法投棄禁止看板の設置を推進します。

市民

- 不法投棄の監視やパトロールに協力します。
- 不法投棄を発見した場合、速やかに市へ通報します。
- ごみや廃棄物が投棄されている場所の清掃を行い、不法投棄の防止を図ります。

事業者

- 不法投棄を発見した場合、速やかに市へ通報します。
- 事業活動から出た廃棄物の不法投棄をしません。
- 不法投棄の監視やパトロールに協力します。
- 所有地の適正な管理を行い、不法投棄の防止を図ります。



環境目標

11 地球をいたわる

地球温暖化を防止するためには、私たち一人ひとりの行動が重要です。庁舎内における温暖化防止対策を進めるとともに、市民・事業者への意識啓発を図っていきます。

また、全国的にも高い濃度を示している酸性雨の問題については、都や周辺市町とも連携して対策を講じていきます。オゾン層破壊の問題については、引き続き、フロンガスが使用されている製品の適正処理等を市民・事業者にも促していきます。

環境指標

環境指標		現状	目標
一世帯当たりの二酸化炭素排出量	電気	非公表	— (注)
	都市ガス	0.85 t-CO ₂ /年	0.75 t-CO ₂ /年
	水道	0.19 t-CO ₂ /年	0.16 t-CO ₂ /年
酸性雨やオゾン層保護に関する情報提供を増やす。			

(注) 電気使用量については、電気供給会社のデータが平成19年度から非公表のため、現状と目標の算定については不可。

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 地球温暖化防止対策

「地球温暖化対策実行計画」を策定するなど、行政内部の温暖化防止対策を進めるとともに、市民・事業者に対する啓発を行っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 自転車道の整備を行い、自転車利用の促進を図ります。
- 市内循環バスは、環境に配慮した車両の運行に努めます。
- 公共施設における屋上や壁面の緑化を推進します。
- 地球温暖化問題を考える機会をつくります。
- 地球温暖化対策実行計画を推進します。
- 自然エネルギー利用機器の設置を推進します。

市民

- 自家用車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用を心がけます。
- 庭やベランダの緑化を進めます。
- 日常生活での省資源・省エネ行動を心がけます。
- 太陽光や太陽熱等の自然エネルギーの活用に努めます。

事業者

- アイドリングストップを心がけ、環境にやさしい運転に努めます。
- 工場・事業所内の緑化を進めます。
- 事業活動での省資源・省エネ行動を心がけます。

② 酸性雨対策、オゾン層の保護

工場・事業所からの排出ガスに関する指導などを行い、酸性雨の防止を図っていきます。
また、フロンガスなどの適正管理や回収等に関する情報提供を行っていきます。

【 市・市民・事業者の取組 】

市

- 公用車に低公害車（電気自動車を含む）の導入を推進します。
- 工場・事業所からの排出ガスについて指導を行います。
- 酸性雨調査を定期的に行います。
- フロンガスなどのオゾン層破壊物質の適正管理、回収等に関する情報提供を行います。

市民

- アイドリングストップを心がけ、環境にやさしい運転に努めます。
- フロン、有機溶剤などの使用製品を適正に処理します。

事業者

- 工場・事業所からの排出ガスの適正な処理を行います。
- 事業用車に低公害車の導入を進めます。
- フロンガス使用製品の回収、適正処理を徹底します。



環境目標

12 環境に関心を持ち、学ぶ

様々な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学んでいくことが重要です。

「環境行動指針※」による市民への意識啓発をはじめ、子どもたちへの環境教育や地域特性に配慮した体験学習など、情報提供や学ぶ機会の充実を図っていきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
広報による環境情報の提供回数	33 回	70 回を維持する
ホームページへのアクセス件数	47万5千件	50万件 ^(注)
環境学習会、親と子の環境教室の開催回数、参加人数	3 回、50 人	3 回、70 人
こどもエコクラブの登録件数、参加人数	1 件、2 人	5 件、50 人

(注) ホームページへのアクセス件数の目標は、平成 22 年度に本計画策定時の目標 40 万回を達成したため、目標を 50 万件に設定しました。

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 環境情報の収集・提供

「環境行動指針」などを通じて環境情報を提供し、市民・事業者の環境行動を促していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 環境情報の収集に努めます。
- 図書館に環境コーナーの設置を検討します。
- 市内に残る自然や文化財等の情報提供を積極的に行います。
- 環境情報の収集と広報紙やホームページによる情報の提供を行います。
- 環境行動指針を推進します。

市民

- 市内に残る自然や文化財の情報提供に協力します。
- 市民グループ同士で情報の交換を積極的に行います。
- 環境情報を活用し、環境に関する知識を高めます。

事業者

- 環境に関する情報を積極的に提供します。
- 環境情報を活用し、環境に関する知識を高め、事業活動に取り入れていきます。

② 学校・職場での環境教育

狭山自然学校の開催や体験学習を取り入れた環境教育を推進し、子どもたちの環境への関心を促していきます。また、子どもたちへの環境教育だけでなく、学校職員の意識の啓発を図っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 体験学習を取り入れた環境教育を推進します。
- 学校職員への環境教育に関する研修を実施します。
- 地球温暖化防止のためCO₂削減の取組を推進します。
- こどもエコクラブの設立や活動を支援します。
- 学校等に環境教育に関わる人材を講師として派遣します。
- 狭山自然教室を継続開催します。
- 市内全小・中学校の校庭芝生化を推進します。

市民

- 環境学習会等に積極的に参加し、環境保全の意識向上と知識を高めます。
- こどもエコクラブの活動や学校での環境教育に協力します。

事業者

- 従業員や職員へ環境に関する職場研修を実施し、環境保全の意識向上を図ります。
- 環境保全に関わる人材を育成します。

③ 地域での環境学習

環境フェスティバル等のイベントを開催し、市民・事業者の環境保全意識の向上を促していきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 環境フェスティバル等、環境に関するイベントを開催します。
- 地域の自然や文化等に、直接触れることのできる体験学習の充実を図ります。
- ポイ捨て禁止のポスターの募集やイベント等を開催し、市民・事業者のマナーの向上を図ります。

市民

- 環境に関するイベントに積極的に参加・協力します。
- マナー向上に関するイベント等に積極的に参加します。
- 地域ぐるみの環境意識向上を呼びかけます。

事業者

- 事業所での体験学習や見学会等を行い、環境学習できる場所を提供します。
- 環境イベントの積極的な参加・協力や事業者独自のイベントの開催を進めます。
- 喫煙マナーに関するイベントの開催やポスター等の作成を行い、マナー向上に努めます。

13 環境活動を活性化する

私たち一人ひとりの環境行動は、環境問題解決への足掛かりとなります。現在実施している「クリーン作戦」を継続するとともに、市民や事業者との意見交換に努め、環境活動の支援や連携を図っていきます。また、環境活動に関わる人材や団体の育成に向けた取組を進め、環境活動を活性化していきます。

環境指標

環境指標	現状	目標
環境団体の数	13 件	20 件

環境施策の方向と市・市民・事業者の取組

① 環境活動の推進

市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、市民・事業者との意見交換を図っていきます。

【市・市民・事業者の取組】

市

- 地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援します。
- 市民や事業者との環境に関する意見交換を図ります。
- クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。

市民

- 市民グループや自治会等の団体のボランティア活動や環境活動に積極的に参加します。
- 市民グループ、市、事業者と交流を持ち、意見交換や連携体制を図ります。
- クリーン作戦等の環境美化活動に参加します。
- ボランティア活動や環境活動をPRします。

事業者

- 市民グループや自治会等の団体のボランティア活動や環境活動を支援します。
- 市民グループや市と交流を持ち、意見交換や連携体制を図ります。
- 事業所ぐるみでクリーン作戦等の環境美化活動に参加します。

② 環境団体の育成

地域における環境活動を推進するための指導者の育成を行うなど、環境活動の組織づくり、人づくりを進めていきます。

【 市・市民・事業者の取組 】

市

- 都や周辺市町との連携を図り、環境活動の組織づくり、人づくりを進めます。
- 地域の環境活動を推進する指導者の育成を支援します。

市民

- 地域の環境活動を推進する指導者の育成を進めます。
- 事業者や自治会等と交流を図り、連携して環境活動の組織、人づくりを進めます。

事業者

- 職場での環境活動を推進する指導者の育成に努めます。
- 市民グループと交流を図り、連携して環境活動の組織、人づくりを進めます。

